

開 議

○梅津善之委員長 おはようございます。

これから決算特別委員会を開きます。

本日の会議に欠席の通告委員はございません。

よって、ただいまの出席委員は定足数に達しております。

なお、土屋正人教育長から欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

また、渋谷和志観光文化交流課長から欠席する旨の届出があり、鈴木千鶴子観光文化交流課補佐が出席しておりますので、ご報告申し上げます。

また、山口和則上下水道課長から欠席する旨の届出があり、佐藤桂一上下水道課補佐が出席しておりますので、ご報告申し上げます。

令和3年度長井市各会計決算に関する総括質疑

○梅津善之委員長 それでは、昨日に引き続き決算総括質疑を続行いたします。

今泉春江委員の総括質疑

○梅津善之委員長 順位5番、議席番号14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 日本共産党の今泉春江でございます。決算に伴い質問いたします。

まず、収納対策について、税務課長に質問いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響は、令和3年度も前年度、令和2年度に続き市民の暮らしや飲食店などの個人事業者へと影響が出ています。そんな中ですが、本市は令和3年度が前年度、令和2年度に続き、一般市税収納率現年度課税分が13市のトップとなっています。また、滞納繰越分と合わせても13市でトップとなっています。国民健康保険税の収納率、こちらも現年度分が県内13市でトップの収納率です。滞納繰越分を入れたものも13市でトップとなっています。このことは何よりも市民の納税意識の向上と、職員皆様の市民に寄り添った収納の取組が行われた結果と思っています。

そこで伺いますが、前年度、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で納税相談が多く寄せられ、その中で納付猶予、減免などが行われてきましたが、令和3年度の納税相談の様子はいかがでしたか。相談件数はどの程度ありましたか。また、納付猶予や減免などが行われましたでしょうか。件数、金額をお聞きいたします。

また、国民健康保険税の納付相談の状況はいかがですか。市税収納とは違った納付相談というものはありましたでしょうか。

税務課長、お願いいたします。

○梅津善之委員長 高橋嘉樹税務課長。

○高橋嘉樹税務課長 お答えいたします。

令和3年度の状況でございますけども、新型コロナウイルス感染症の影響による納税相談は、令和2年度より大分少なくなっております。ですが、やはり自営業、特に飲食店経営の方で、コロナ禍で収入が増えず納税が難しいという相談は、令和2年度に引き続き聞かれたところでございます。

新型コロナウイルス感染症に伴う納税相談件数の詳細な数は把握しておりませんが、令和2年度は30件から50件、令和3年度は市税、国民健康保険税まとめて20件程度でございました。

令和3年度の新型コロナウイルス関連の減免につきましては、国民健康保険税が8件で153万6,400円、介護保険料が6件で28万7,600円、後期高齢者医療保険料が2件で5万400円、合計で16件、187万4,400円となり、令和2年度と比べ、件数で37件、また金額で676万6,300円のそれぞれ減となっているところでございます。また、令和3年度限りの特例措置として実施された中小企業等に対するコロナ特例措置によりまして115の事業所で7,653万円、固定資産税の減免がございました。

納付猶予につきましては、特例措置が令和2年度限りということもあり、令和3年度はございませんでした。実際に相談を受け、状況をお聞きしてみますと、国民健康保険税などの減免措置の要件に満たない方も多く、そのような方には分割納付を提案し、滞納とならないような納付計画を立て、納税指導を行ってきたところでございます。

○梅津善之委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 今、課長のほうから、令和3年度の相談の様子をお伺いいたしました。確かに令和2年度よりは相談件数も金額も減っております。しかし、やはりコロナ禍の影響というものは飲食店などであったものと思っております。

そこで、次の質問に参ります。

差押件数について伺います。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響が大きくありましたが、前年度の629件から183件と大きく減少しました。減免、納付猶予などがあったことも大きな減少件数の要因とも思われますが、このたびの税務概要を見ますと、令和3年度の差押件数も、令和2年度の183件から32件減少して151件となっています。2年続いたの減少となりました。コロナ禍での収納率トップを維持し、差押件数の減少につなげていった収納の取組はどのように行ったか。減少となった取組の要因

を、税務課長にお聞きいたします。

○梅津善之委員長 高橋嘉樹税務課長。

○高橋嘉樹税務課長 お答えいたします。

令和2年度コロナ禍に伴い、電話や文書、訪問などで納税者と相談する機会が非常に増え、令和3年度におきましても引き続き納税相談の機会を増やし、納期内納税の促進を図るべく丁寧な相談に努めてまいったところでございます。

また、納付環境の整備拡大も重要な収納対策と位置づけまして、市県民税普通徴収をはじめとする10の税目、科目を対象に、平成26年度からコンビニ収納を、平成30年度からスマホ収納を導入してまいりました。特に市外の方の納付手段として、また、夜間や休日におきましても納付することができるなど、その利便性が図られ、口座振替の加入件数が横ばいで続く中、利用実績につきましては、コンビニ収納では、平成30年度の3万6,338件に対し、令和3年度は3万9,557件、スマホ収納では、平成30年度の23件に対しまして、令和3年度は935件と確実に増えている状況にあります。督促状発送件数も、コロナ禍前の令和元年度までと比べまして、令和3年度は令和2年度とほぼ同じ約3,000件少なくなったというところでございます。このことから、多くの市民の皆様が納期内納税にご協力いただいたものと思うところであります。

一方、督促状を発送しても納付いただけない方につきましては、嘱託徴収員による早期の一斉電話催告、その後の文書や訪問による催告によって、納税意識の喚起を図り、滞納の発生防止に努めているところでございます。

このような取組を進めてきたことにより、納期内納税に対する市民の理解が進み、納税意識の高さにつながり、滞納や差押えの減少が図られ、差押えが減少しても高い収納率の確保に結びついたと思うところでございます。

○梅津善之委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 差押件数についての取

組など答弁いただきました。

差押えの件数と、それから換価金額ということで、税務概要を拝見いたしました。その中で、その他という債権がありますけれども、これはどういうものなのか。税務課長にお伺いしたいと思います。

○梅津善之委員長 高橋嘉樹税務課長。

○高橋嘉樹税務課長 お答えいたします。

その他の債権の種類でございますけれども、売掛金や代金、そして年金などでございます。

○梅津善之委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 それともう一つです。

給与報酬の差押債権がありますが、給与というのは差押禁止金額がありますよね。それはどういうものなのかお聞きいたします。

○梅津善之委員長 高橋嘉樹税務課長。

○高橋嘉樹税務課長 お答えいたします。

今泉委員おっしゃるとおり、給与の差押えに関しましては、国税徴収法第76条第1項に基づき差押禁止額が設定されているところでございます。源泉徴収される所得税、特別徴収の住民税、社会保険料、そして、最低生活費に相当する金額といたしまして、本人の分で10万円、さらに同居する家族1人につきまして4万5,000円を加算した金額、また社会的体面維持のため必要な金額といたしまして、給料の総額から所得税、住民税、社会保険料、最低生活費相当額を差し引いた金額の100分の20に相当する金額、この5つが差押禁止額となっております。当然のことではございますけれども、換価の場合は法にのっとり、総支給額からそれらを差し引いた金額を給与支払い者より頂くようにしているところでございます。

○梅津善之委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 給与などの差押えというのは、やっぱり1か月の生活に必要な食料とか燃料とか、そういうものがありますけれども、本人の10万円という中に入っているのかなと思

いますけれども、給与の差押えの金額を見ますと、前年度よりは件数が大変多くなっております。それで単純に件数と、それから金額を割ってみますと、1人当たり15万8,000円ぐらいになりますよね。ですから、結構な金額になっています。家庭の暮らし、そういうものに影響しないのかなと心配するところでございますが、今、課長のほうから差押禁止というものの金額や何かをお伺いいたしましたけれども、この金額を考慮しますと、いかがなものでしょうね。15万8,000円ぐらいの平均ということなんですけど、課長のお考えとしては。

○梅津善之委員長 高橋嘉樹税務課長。

○高橋嘉樹税務課長 お答えいたします。

給与の差押えにつきましては、滞納金額に満つるまでということで、毎月継続して行われるものでございます。ですので、一月当たりいたしますと、それほどではないのかなと思いません。合計した金額が今、委員おっしゃったトータル15万円になりますので、一月当たりの金額につきましては、決して高くないというふうなところで考えているところでございます。

○梅津善之委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 十分留意なさって、差し押さえいただきたいと思います。

預貯金などの差押えというものもありますけれども、預貯金などの差押えは信用情報機関に金融事故として、一般にいうブラックリストというのですか、それに登録されてしまいます。また、給与の差押えは会社での地位を失うことになる可能性もあります。また、実際給料の差押えがありますと、暮らし、家計にも大きく影響いたします。令和3年度もコロナ禍で納税にも大きく影響したのではないかと感じております。令和2年度同様、相談収納が促進されたことで差押件数も減ったのではないかなと感じるところです。引き続き相談収納というものに力を入れていただきたいと思います。

先ほど課長からもありましたけども、コンビニ、スマホなどの収納納税環境が整っているということも納税促進につながっているのではないかなと感じております。引き続き対応していただきたいと思えます。

次の質問に参ります。

ちょっと先ほどの質問とも重なりますが、前年度より差押件数の減少で収納率を上げ、13市トップということは大変大事なことで前進したと一定評価したいと思えます。

私は、平成25年12月議会で、差押えについて質問したときは、当時の差押件数は959件、換価金額は5,348万538円でした。この差押件数は置賜3市5町では断トツの差押件数でした。次に多い南陽市でも、その当時365件でしたので、その多さには驚きました。そのときから差押えではなく、相談収納へと求めてまいりましたこともあり、その後毎年100件ほど減少となっていました。前年度、令和2年度は新型コロナウイルス感染症が市民の暮らしに大きく影響しましたが、差押件数が183件と大きく減少しました。このことは職員皆様のきめ細やかな納税者に寄り添った収納業務が行われたことで、市民の納税意識の向上があったのだと感じております。そこで、令和3年度はさらに差押件数が151件と減少いたしました。相談収納の取組が前進しているのだと感じています。引き続き相談収納の取組に力を入れて、差押えをなさないよう求めたいと思えます。

今後の収納対策に対し、特に力を入れてきたことがありましたら、お考えをお聞かせください。

○梅津善之委員長 高橋嘉樹税務課長。

○高橋嘉樹税務課長 お答えいたします。

令和2年度、令和3年度におきます差押えが減少しても高い収納率が確保できたことにつきましては、長井市がこれまで取り組んでまいりました相談収納などのきめ細やかな収納対策が

市民の皆様に理解された結果だと捉えております。今後も引き続き、納期内納税の促進を図るべく、市民に寄り添った丁寧な収納対策を心がけながら、公正で公平な収納に努めていきたいと考えているところでございます。

また、納付環境につきましても、さらなる拡大を図ってまいりたいと思えます。スマホ収納によるポイント制などの優位性を働かせた仕組みや、クレジット収納など利便性の向上につながる新たな手法を模索し、納付環境のさらなる整備を進めてまいりたいと思えます。

蒲生光男議員の一般質問でもお答えいたしました。高い収納率の維持向上のためには、ただいま申し上げた収納対策の継続はもとより、業務の標準化、職員が替わっても変わらぬ収納対策を行っていくことが重要であると考えております。職員が替わっても業務をそのまま引き継げるよう、係内における連日のミーティングやその都度の注意点の話し合いなど、業務マニュアルの徹底を図るとともに、県内や全国規模の研修会に積極的に参加し、研さんを積むなどして、収納現場に向かってまいりたいと思えます。そのようなことで、業務の標準化を図り、きめ細やかな収納業務を行っていき、また、納付環境の拡大により利便性の向上を追求し、差押えをせずとも高い収納率を確保できるよう、引き続き目指してまいりたいと考えているところでございます。

○梅津善之委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 前向きなご答弁いただきました。ぜひ市民に寄り添った収納ということに取り組んでいただきたいと思えます。

次の質問に参ります。

今年度もコロナ禍の中での減免や納付猶予など、国の支援などの情報提供や税に対する相談窓口の案内など、納付への意識向上へつなげていただきたいと思えます。引き続き市民に寄り添ったきめ細やかな相談収納を行っていただき

ますよう求めたいと思います。いかがでしょうか。今の答弁と重なりますけどもよろしく願いいたします。

○梅津善之委員長 高橋嘉樹税務課長。

○高橋嘉樹税務課長 お答えいたします。

コロナ禍の減免や税制度等の国、県などからの情報や納税相談促進につきまして、税務課ではできるだけ多くの機会を捉えてPRに努めているところでございます。市報やホームページにその都度情報を掲載するようにしており、今年度の国の税制改正に伴う国民健康保険税の改正内容等につきましても、ホームページに掲載しているところでございます。また、6月16日のおらんだラジオにおきまして、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免制度についてPRをしているところでございます。そのほか、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料のそれぞれ当初の通知書に同封するチラシに減免制度の紹介をしており、また、各種納税通知書や督促状に同封する口座振替PRのチラシに、新型コロナウイルスの影響で納付困難の方はご相談くださいと載せまして、納税者に相談を呼びかける取組も行っているところでございます。また、各種税制度の相談や申請に窓口にお越しいただいた際には、制度の説明や申請書の書き方、あるいはスムーズな納税相談へと移行できるよう、課税部門と収納部門が連携を取り合い、窓口対応へ当たっているところでございます。

以上のように、様々な方法で納税者の方に新型コロナウイルスに関係する税制度の周知と納税相談を促す取組を行っているところであり、今後も引き続きPRに努めていきたいと考えているところでございます。

○梅津善之委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 課長のほうから細かくご答弁いただきました。

まだまだ新型コロナウイルス感染症の影響は

あると思っております。今のところ感染者も高止まりというような状況です。自営業者は依然厳しい状況が続いておりますし、市民の暮らしも物価高で今大変苦勞しております。納税にも影響が出るのではないかと思います。

課長のほうから、市民に寄り添ったきめ細やかな相談収納を行っていくと答弁していただいております。納税に対する情報提供、大変大切なこととございます。そして、相談しやすい環境というものがが必要です。先ほどのスマホやコンビニ収納ということも大事かと思っております。そこで、新しくできました市庁舎では納税相談という意味でもカウンターがローカウンターで、座って相談もでき、一定プライバシーも守られるようなものになりました。そのことも相談収納の促進につながっているのではないかなと感じております。引き続き差押えではなく相談収納に力を入れてくださるよう、重ねて求めてまいりたいと思っております。

それでは、次に市民課に質問いたします。

資格証、短期証の発行について、市民課長にお聞きします。国民健康保険は、健康、命を守るために大切な社会保障です。国民健康保険税の収納率も13市でトップです。本市としての収納率も前年度より向上していますので、資格証明書は減っているのかと思っておりますが、資格証明書の発行現状はいかがのでしょうか。また、短期証明書の発行数もお聞きいたします。

○梅津善之委員長 板垣浩美市民課長。

○板垣浩美市民課長 お答えいたします。

国民健康保険証の資格証明書の発行件数ですが、令和3年度末時点で30件、該当人数は37人となっております。また、短期証の発行件数は18件、36人となっております。

前年度の同時期と比較しますと、資格証明書は前年度は35件で、43人でしたので、件数では5件、人数では10人減少しております。短期証につきましては、前年度は25件、52人でしたの

で、件数のほうで7件、人数では16人となっており、資格証明書、短期証とも、前年度に比べて減少している状況です。また過去の人数なんかも見てみますと、減少傾向になっているようです。

○梅津善之委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 件数や人数も減少しているということですので、もちろん国民健康保険税の収納率も上がってるわけですから、そういう数字になるのかなと思っております。

次の質問に参ります。

国民健康保険料が長期間滞納となった場合は、今のように資格証明書が発行されます。子供には期間の短い短期証明書が発行されます。資格証明書は医療機関で10割負担し、窓口で全額支払わなければなりません。後日、市町村より自己負担を除いた額の支払いを受けますが、保険料、保険税に滞納があると相殺されることもあります。保険料、保険税が支払えず滞納される方が医療機関で全額支払うことは大変困難です。そのために医療機関に行くことが遅れて重症になることもあります。そのようなことがないように、保険料、保険税を長期間滞納しないようにしなければなりません。市民課窓口でも資格証明書の発行をする際、納税相談の勧めを行ってください。市民課長に要請します。お考えをお聞きいたします。

○梅津善之委員長 板垣浩美市民課長。

○板垣浩美市民課長 お答えいたします。

資格証明書の交付対象は、滞納の期間が1年を超え、かつ納税相談に応じていただけないなど、納税する意思が認められない場合がほとんどでございます。国民健康保険税の納税相談につきましても、税務課と連携し、納税相談の勧奨を行っております。納税相談においては、分割納付など計画的に納付されることなどが確認できましたら、資格証明書から短期証へ切り替えることになり、完納が認められれば一般証に

切り替わることとなりますので、随時対応しております。

資格証明書や短期証の対象となった方には、その内容をご理解いただけるよう丁寧な説明に努め、税務課の収納担当と連携し、納付に係る相談を随時させていただいておりますが、国民健康保険税を長期間滞納しないよう、納税相談を勧め、行うようにとの委員からのご提言でございますが、委員のおっしゃるとおりでございます。滞納額が増えればますます納税が難しくなっておりますので、早期に納税相談においでいただくよう、納税相談を促す取組、勧奨の方法について、税務課と検討してまいりたいと考えております。

○梅津善之委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 資格証明書を受け取った被保険者が何よりも一番困るわけですので、ぜひ市民課の窓口でも滞納に対する納税相談という窓口ではないんですけども、相談の勧めというものを行っていただきたいと思います。税務課との連携で長期滞納の解消を進めていただきたいと思います。丁寧な説明をしていただいているという答弁でしたので、やはり資格証明書発行のときや受け取りに来たときに、そのところをしっかりとご本人に説明なさることが大切かと思っております。1年という滞納があるわけですので、分割というようなことも、ぜひ窓口などでもお話しいただいて、税務課と相談してくださいというようなことを言っていたら、ご本人もちょっと納税に対する喚起もそこで起きるのではないかなと思っております。ぜひ市民課窓口でも納税の喚起ということを行っていただきたいと求めたいと思います。よろしく願いいたします。

何よりも市民の健康、命を守る大切な社会保障でございますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。